

令和 8 年度恩納村エコツーリズム推進全体構想策定・協議会運営支援業務 仕様書

1. 業務名

令和 8 年度恩納村エコツーリズム推進全体構想策定・協議会運営支援業務

2. 業務の目的

恩納村は、エコツーリズム推進法に基づくエコツーリズム推進全体構想の策定を目指している。

令和 6・7 年度の 2 年間にわたる現状調査・課題整理を踏まえ、令和 8 年度は制度設計の具体化を図る段階として、利用ルールの検討・全体構想素案の作成を中心とした支援業務を実施する。

なお、エコツーリズム推進法に基づく利用ルールの策定は、多様な関係者との合意形成を丁寧に重ねながら進める必要がある。そのため、本年度は関係者との議論を通じて今後の推進ロードマップの方針を定めるとともに、スケジュールについては議論の進捗に応じて柔軟に見直すことを前提とする。

3. 委託業務の内容

受託者は、以下の各業務を予算上限内において実施可能な範囲・方法を企画提案のうえ実施すること。各業務の実施方法・回数・成果物の詳細は提案書に示すこと。

① 計画準備・過年度成果の整理

業務開始にあたり、令和 6・7 年度に実施した現状調査・意向調査・先進事例調査・協議会議論等の成果を把握・整理し、本年度の検討に活用できる形にとりまとめるとともに、業務計画書を作成すること。

※業務工程の設計にあたっては、次年度の環境省への事業申請等の準備を考慮し、成果物の提出を除く本業務における各種検討・合意形成に係る取り組みを令和 9 年 1 月末までに完了できるよう計画すること。

※海洋調査（サンゴ調査等）については今年度の実施対象外とし、過年度調査結果を本業務に反映すること。

② 関係者との意見交換・ヒアリング

利用ルールや全体構想の検討に必要な関係者（マリンレジャー事業者、漁協、地域住民団体等）との意見交換・ヒアリングを実施すること。実施方法（グループ別・個別等）・回数・時期については提案書に示すこと。

③ エコツーリズム推進協議会等の開催支援

エコツーリズム推進協議会および専門部会（または検討委員会）の開催支援を行うこと。開催時期・回数・議題構成については、関係者との合意形成の状況を踏まえた提案によるものとする。

会議における役割分担は以下のとおりとする。

- 一 村内関係者（行政・区長等）への開催調整：恩納村
 - 一 村内関係事業者への開催調整（初回）：恩納村
 - 一 村内関係事業者への開催調整（次回以降）：受託者
 - 一 有識者・専門家の選定・調整・謝金精算：受託者
 - 一 資料作成・会場設営・議事概要（録）作成・会議進行：受託者
- ※昨年度参考：協議会・専門部会委員への謝金・旅費精算額合計：約 320 千円

④ 利用ルールの検討

以下の事項について検討し、協議会等における合意形成を支援すること。

- 一 保護対象および適用区域の設定方針
- 一 事業者向けルール・一般利用者向けルールの方向性
- 一 特定自然観光資源の候補地および立入制限等に関する論点整理
- 一 既存条例・法令との整合性確認

本年度においては、利用ルールの基本的な方向性の整理を到達目標とし、詳細なルールの確定は関係者との合意形成の進捗を踏まえ次年度以降に委ねることができるものとする。

⑤ エコツーリズム推進全体構想（素案）の作成

上記検討結果を踏まえ、エコツーリズム推進法が求める全体構想の素案を作成すること。記載内容・構成案については提案書に示すこと。全項目の記載が困難な場合は、記載可能な箇所と次年度以降に委ねる箇所を明示すること。

また、環境調査（サンゴ調査等）が必要と判断される場合は、その内容・実施方針を素案の中で整理し、次年度以降の対応につなげること。

⑥ 管理体制・財源の方向性整理

利用ルールの管理・運用体制および財源確保の方向性について、本年度到達可能な範囲で大枠の方針を整理すること。詳細制度設計については次年度以降の検討課題として位置づけることを妨げない。本項目の実施範囲・深度については提案書に示すこと。

⑦ 推進ロードマップ（方針）の策定

エコツーリズム推進法に基づく全体構想策定・主務大臣認定申請に向けた推進ロードマップの方針を定めること。関係者との議論の進捗を踏まえ、スケジュールは柔軟に見直すことを前提としつつ、今後の取組の目安となる工程の方針を示すこと。

⑧ 業務打ち合わせ・報告書作成

業務の円滑な実施のため、恩納村との定期的な打ち合わせを実施すること。協議会等の開催に際しては、恩納村が資料確認・修正指示を行う十分な時間的余裕をもって事前に資料を共有すること。業務の進捗状況については随時恩納村へ報告するとともに、業務完了時には成果報告書を作成・提出すること。

4. 委託金額の上限

委託金額：10,000,000 円（税込）を上限とする。

なお、本業務は環境省「生物多様性保全推進交付金（エコツーリズム地域活性化支援事業）」を活用して実施するものであり、当該交付金の交付決定を受けたうえで契約を締結する。交付決定の時期・金額によっては、履行期間・委託金額・業務範囲を変更し、または契約を解除することがある。

5. 委託予定期間

契約締結の日から令和 9 年 2 月 28 日まで。

6. 成果物

本業務完了時には、以下の成果物を整備して恩納村へ提出すること。

成果物	仕様	提出期限
恩納村エコツーリズム推進全体構想（素案）	印刷製本 20 部、電子データ	令和 9 年 2 月中旬
業務実施報告書	印刷製本 10 部、電子データ	令和 9 年 2 月中旬
各回会議資料・議事録	各回分、電子データ	開催後 2 週間以内

7. 委託料の支払い

委託料の支払いについては、業務終了後、一括で支払うこととする。

8. その他

- （1）受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- （2）本業務により得られた成果物の著作権および所有権は恩納村に帰属するものとする。ただし、成果物において第三者の著作権等に抵触するものについては、受託者の費用により処理すること。
- （3）受託者は業務の実施にあたり、恩納村と密接に協議しながら進めること。業務内容や実施計画書に変更が生じる場合は、その都度恩納村の承認を得ること。
- （4）本仕様書に記載のない事項が生じた場合、または記載事項に疑義が生じた場合は、恩納村商工観光課と協議すること。

〒904-0492 沖縄県国頭郡恩納村字恩納 2451 番地

恩納村 商工観光課

TEL 098-966-1280 FAX 098-966-1045

E-mail shoukou@vill.onna.lg.jp